

家財道具等処分事業

『空き家バンクに登録したいけど、家財道具がそのままなので、登録できない。』
と空き家バンク登録をあきらめていませんか？

そんな家主さんに**補助金**あります!!

●補助対象者（以下の条件に全て該当する方）

- (1) 空き家バンクに登録済み又は登録が確実な空き家の所有者等
- (2) 交付対象空き家に対し過去に本補助金の交付を受けたことが無い者
(※当該空き家に対し3親等以内の親族が本補助金を受けている場合は申請できません。)
- (3) 市税等の滞納の無い者
- (4) 申請日が属する年度内に対象事業を完了できる者

●交付条件

補助金交付の日から5年以内に次の事由に該当する場合は、速やかに申し出ること。

- ・空き家バンク登録抹消（空き家バンク制度での成約は除く。）したとき。
- ・空き家バンク以外の取引で、定住希望者以外に売却、賃貸したとき。
- ・所有者を含む3親等以内の者が居住したとき。

●補助対象経費

市内に本店等を置いている者（個人事業者含む）に請け負わせた次の経費（消費税相当額を除く。）

- (1) 屋内の家財道具等の搬出及び処分に要する経費
- (2) 屋内外の清掃に要する経費

●補助金額

補助対象経費の1/2の額（10,000円～100,000円、千円未満切り捨て）

●補助金返還規定

交付条件のいずれかに該当した場合は補助金の返還を求めます。

お問い合わせ

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所2階

十日町市 総務部 企画政策課 移住定住推進係

電話 025-755-5137 FAX 025-752-4635

E-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp



十日町市空き家バンク

検索

<http://www.tokamachi-akiya.com>